

令和3年4月臨時会

令和3年度予算案関係資料

茨 城 県

目 次

令和3年4月臨時会提出議案等一覧	(1)
令和3年度4月補正予算案の概要	
1 基本的な考え方	(2)
2 補正予算の規模	(2)
3 主な事業	(2)
4 一般会計補正予算款別内訳(歳入)	(7)
5 一般会計補正予算款別内訳(歳出)	(8)
報告事項	(9)

予 算	1 件	(一般会計 1 件)
-----	-----	--------------

報 告	1 件	(専 決 1 件)
-----	-----	-------------

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

令和3年4月臨時会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和3年度茨城県一般会計補正予算(第1号)

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

令和3年度4月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制や、県民生活や県内産業等への支援などに必要な予算の計上について、スピード感をもって対応するもの。
- 今回の補正予算に係る所要の一般財源については、一般財源基金からの繰入金を充当した。

2 補正予算の規模

(単位：百万円)

区分	当初予算 A	今回補正予算 B	補正後 計 A + B
一般会計	1,295,179	29,410	1,324,589

特別会計・企業会計に係る補正予算なし。

<参考1> 一般財源基金の予算計上額等 (単位：百万円)

繰入金	3,711
残高	53,058

<参考2> 新型コロナウイルス感染症対策予算の規模 (単位：百万円)

区分	当初予算 a	今回補正予算 b	合計 a+b
一般会計	162,082	29,389	191,471

(注意) 単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合がある。

3 主な事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策 29,389

感染拡大防止策と医療提供体制の整備等 20,412

- 感染症予防医療法施行事業 1,189

(軽症者等受け入れ施設の借り上げ、ワクチン接種体制整備等)

・ 新型コロナウイルス感染症医療従事者応援事業	1,170
(医療従事者を引き続き支援するため、応援金の交付を継続)	
新 介護福祉施設退院促進事業	3
(退院基準に達した感染症患者を受け入れた介護サービス施設に対する支援)	
・ 新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金	18,050
(県からの営業時間短縮要請に応じた飲食店等に対する協力金の支払い)	
県民生活等への支援	8,866
・ 生活福祉資金貸付原資等助成事業	8,866
(特例貸付期間の延長等に伴う生活福祉資金貸付金の貸付原資の積み増し)	
県内産業等への支援	111
新 いば旅あんしん割事業	111
(感染症検査付き旅行プランを設定する県内宿泊施設等に対する支援)	
(2) 県政の課題等への対応	22
新 119番映像通報システム導入促進事業	22
(いばらき消防指令センターへの119番映像通報システムの試験的導入)	



新型コロナウイルス感染症医療従事者応援事業

【R3.4月補正予算額 1,170百万円】

保健福祉部医療局医療人材課医師確保G (029-301-3191)

新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等へ特別手当などを支給できるように、感染症患者の入院を受け入れた医療機関に対し、県独自の応援金を交付します。

1 交付対象者

新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた医療機関

2 交付額

入院患者1人当たり100万円

※ 医療従事者向け優先接種のためのワクチンが十分に供給されるまで継続



■茨城県新型コロナウイルス感染症対策医療従事者応援金の状況(R3.3.31時点)

・ 県民・企業・団体等からの寄附を活用し、医療機関に応援金として交付

交付決定額：約23億円(42医療機関)

寄附額：約5億円(約1,800件) ※寄附の受付は継続実施



介護福祉施設退院促進事業(新規)

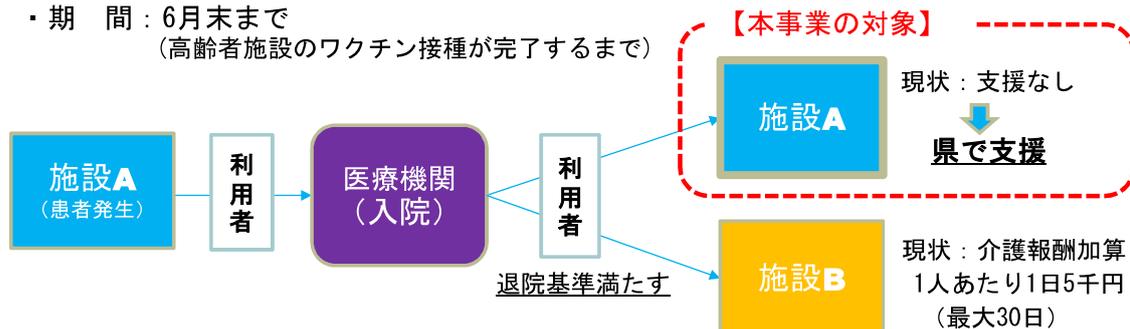
【R3.4月補正予算額 3百万円】

保健福祉部長寿福祉推進課
介護保険指導・監査G (029-301-3343)

医療提供体制の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症に感染した施設利用者が退院基準に到達した後、速やかに受け入れた介護サービス施設に対し協力金を支給します。

○ 患者受入支援

- ・ 内容：入院した施設利用者を退院基準到達後に速やかに受け入れた施設への支援
- ・ 対象：介護サービス施設(入所系施設)
- ・ 交付額：受入1人あたり2万円
- ・ 期間：6月末まで
(高齢者施設のワクチン接種が完了するまで)



新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金

【R3.4月補正予算額 18,050百万円】

産業戦略部中小企業課企画G (029-301-3482)

県の営業時間短縮要請に応じた対象施設の事業者に協力金を支給します。

支給額

※ 財源は国が8割、県が2割負担

区分	年間の売上高	～3,000万円	3,000万円～1億円	1億円～
		(～7.5万円 ^{※1} /日)	(7.5 ^{※1} ～25万円/日)	(25万円～/日)
中小企業 ^{※2}	国の緊急事態地域又はまん延防止等重点地域	3万円	3～10万円 (1日の平均売上高の4割)	10万円
	その他地域 ^{※3}	2.5万円	2.5～7.5万円 (1日の平均売上高の3割)	7.5万円
大企業	国の緊急事態地域又はまん延防止等重点地域	1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円/日・店舗)		
	その他地域 ^{※3}			

※1 その他地域の場合は約8.3万円

※2 中小企業であっても、大企業と同様の算定方式を選択可能

※3 国の緊急事態地域又はまん延防止等重点地域以外の地域

対象施設

○該当市町村に所在する飲食店のうち、要請期間すべてに協力した事業者
(食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者)

※ いばらきアマビエちゃんへの事業者登録は支給要件



いば旅あんしん割事業（新規）

【R3.4月補正予算額 111百万円】

営業戦略部観光物産課誘客営業G (029-301-3622)

全国に先駆けて「新型コロナウイルス感染症の検査」と「旅行」を紐付けた、新たな旅行スタイルを推進し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ります。

事業概要

①支援対象：旅行日の1週間以内に検査（抗原定量検査またはPCR検査）を受診した県民に限定

②支援内容：県内の宿泊旅行を割引支援（同一旅行で2泊分まで）

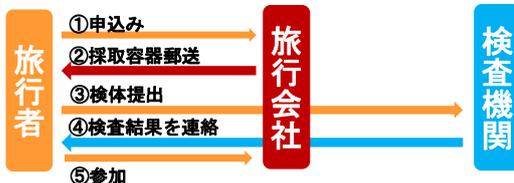
宿泊旅行料金（1人泊当たり）	支援額（1人泊当たり）
1万円以上	1万円
6千円以上1万円未満	6千円

本県のコロナNextステージⅢの状況に近づいた際は停止を検討

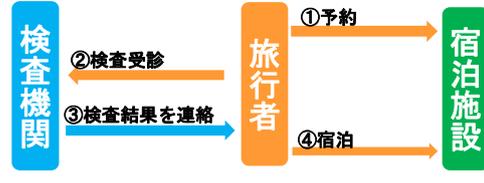
③実施時期：4月下旬から予約開始、5月連休明けから5月末まで実施（観光庁の補助事業の期限）

※総事業費：222百万円 [内訳] 今回補正額：111百万円、「めざせ日本一」割（繰越事業）：111百万円

利用方法 <旅行会社が販売するモデルケース>



<宿泊施設が販売するモデルケース>





119番映像通報システム導入促進事業（新規）

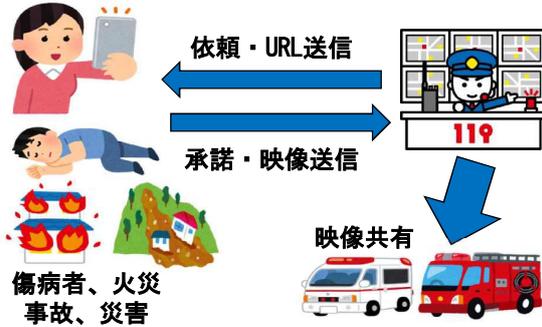


【R3.4月補正予算額 22百万円】

防災・危機管理部消防安全課 消防G（029-301-2873）

通報者からの映像送信により、通信指令員が現場のより詳細な状況を把握することが可能となる「119番映像通報システム」をいばらき消防指令センターに試験的に導入します。

119番映像通報システムの概要



【119番映像通報システム使用の流れ】

- ①通報者が119番通報
- ②通信指令員が119番映像通報システムの使用依頼
- ③通報者が承諾
- ④通信指令員がシステムのURLを通報者に送信
- ⑤通報者がシステムを使用（現場の状況を撮影）
- ⑥通信指令員が現場の状況を映像で把握（活動隊と共有）

事業の内容

○119番映像通報システムをいばらき消防指令センターに試験的に導入

- ・目的：試験的運用の効果や課題等を消防本部等に情報提供し、本格導入を促進。
- ・設置箇所：いばらき消防指令センター：6台
- ・事業期間：令和3年度～令和5年度（3年間）

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	360,678	-	360,678
地方消費税清算金	124,169	-	124,169
地方譲与税	35,121	-	35,121
地方特例交付金	2,300	-	2,300
地方交付税	186,830	-	186,830
交通安全対策特別交付金	731	-	731
分担金及び負担金	8,226	-	8,226
使用料及び手数料	17,647	-	17,647
国庫支出金	175,647	25,699	201,346
財産収入	1,733	-	1,733
寄附金	109	-	109
繰入金	37,375	3,711	41,086
繰越金	5,000	-	5,000
諸収入	175,895	-	175,895
県債	163,911	-	163,911
計	1,295,179	29,410	1,324,589

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,685	-	1,685
総務費	46,998	-	46,998
企画開発費	10,918	-	10,918
生活環境費	14,563	22	14,585
保健福祉費	254,216	11,227	265,443
労働費	2,676	-	2,676
農林水産業費	48,378	-	48,378
商工費	176,724	18,161	194,885
土木費	103,616	-	103,616
警察費	64,184	-	64,184
教育費	270,967	-	270,967
災害復旧費	988	-	988
公債費	146,439	-	146,439
諸支出金	150,827	-	150,827
予備費	2,000	-	2,000
計	1,295,179	29,410	1,324,589

報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>（税務課）</p> <p>茨城県県税条例等の一部を改正する条例 （令和3年3月31日専決処分）</p> <p>地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正内容</p> <p>1 自動車税 （1）新たな2030年度燃費基準の下で環境性能割の税率区分を見直し （2）環境性能割の臨時的軽減の期間延長 （3）環境性能割の課税標準の特例措置の拡充及び期間延長 （4）種別割のグリーン化特例の重点化及び期間延長</p> <p>2 不動産取得税 （1）住宅及び土地に係る税率の特例措置の期間延長 （2）宅地評価土地に係る課税標準の特例措置の期間延長 （3）東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る課税標準の特例の期間延長</p> <p>3 軽油引取税 課税免除の特例措置について、適用対象を一部限定した上で期間延長</p> <p>4 個人県民税 所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人県民税から控除する措置を講ずる。</p> <p>5 その他所要の改正</p> <p style="text-align: right;">（施行日 令和3年4月1日）</p>